

全社調査結果等の概要

1 全社調査

(1) 調査対象

当社がCHSに業務委託して実施した、2013年度分の全社官庁申請業務17,923件および、許可書偽造を行ったCHS元従業員が関わった件名については、2010年度から2013年度の、すべての官庁申請業務200件を調査対象としました（なお、この200件のうち、2013年度分の29件については、全社調査分に含まれます）。

(2) 調査方法

- ア 当社が保管しているCHSから受領した委託業務の完了報告書と許可書等の照合を行いました。
- イ 用地交渉業務を担当したCHS従業員266名に対して、業務遂行の適正性に関する聞き取り調査を行いました。

2 調査結果

- (1) CHS元従業員が担当した官庁申請業務の中から、26件の不正行為（偽造、道路占用許可申請書等の未申請、届出書の未届出）が確認されました。

【不正行為の内訳】

- ア 許可書の偽造：3件（2014年4月22日お知らせ済み）

- イ 道路占用許可申請書等の未申請：19件 注：（ ）内は撤去物件

	住 所	設置または撤去物件
1	松阪市豊原町地内	本柱1本、（本柱1本）
2	多気郡明和町大字有爾中（うになか）地内	本柱1本、支線1条
3	同 上	支線1条
4	同 上	支線1条
5	多気郡明和町大字池村地内	本柱4本、支柱2本、支線2条
6	同 上	本柱1本、支柱1本、支線1条
7	同 上	本柱1本
8	同 上	本柱1本
9	同 上	本柱3本、支柱2本、支線1条
10	多気郡明和町大字明星地内	本柱1本、支線2条
11	同 上	本柱1本、支線柱2本、支線3条
12	同 上	本柱1本、支線1条
13	多気郡明和町大字大堀川新田地内	本柱7本、支柱2本、支線3条
14	多気郡明和町大字新茶屋地内	本柱1本、支線1条
15	多気郡明和町大字中村地内	支線2条
16	多気郡明和町大字佐田地内	本柱1本
17	多気郡明和町大字斎宮地内	本柱1本、支線1条
18	同 上	本柱1本
19	多気郡明和町大字志貴地内	支線1条

ウ 届出書の未届出：4 件

注：（ ）内は撤去物件

	住 所	設置または撤去物件
1	松阪市和屋町地内	本柱 1 本、支線 1 条
2	松阪市川島町地内	本柱 2 本、支線 3 条
3	多気郡明和町大字行部地内	(本柱 1 本、支柱 1 本)
4	多気郡明和町大字佐田地内	(支線 1 条)

- (2) 「(1) イ 未申請」および「(1) ウ 未届出」のすべての件名について、CHS 元従業員は、当社に対して、申請済みまたは届け出済みであるとの虚偽の報告を行っていたことが確認されました。
- (3) 虚偽の報告を受けた当社は、許可書等の受領等を確認することなく、電柱等は無断で設置または撤去していたことが確認されました。
- (4) その他の不正行為については、CHS 元従業員のものを除き、確認されませんでした。

3 発生原因

- (1) CHS 元従業員が、申請等の失念等の業務懈怠により完了期限が迫り、当社からの進捗状況の確認に対して、これを取り繕うため、「申請書等は既に提出してある」、または「許可の了解をいただいた」との虚偽の報告を行いました。また、許可書の偽造については、この虚偽の報告を隠すために行っていました。
- (2) CHS 管理職は、審査時に許可書等の確認を怠り、当社に完了報告を行いました。また、許可書の偽造においては、CHS 元従業員が同社管理職の審査を経ずに、当社に完了報告を行いました。
- (3) 当社は、CHS 元従業員が偽造した道路占用許可書を、完了検査時に偽造であることを見抜けませんでした。また、当社は、CHS 元従業員の虚偽の報告に対して、許可書等の受領確認を怠っていました。

4 再発防止策

- (1) 業務ルールの改善ならびに徹底【2014 年 5 月から実施】

以下のとおり、業務ルールの改善を図り、手引き類への反映を行います。

ア 伝票等の授受方法の改善

- ・ 当社と CHS 間での許可書等を含む伝票等の授受は、原則、両社の管理職が指名した者に限って行うこととします。
- ・ 当社が CHS から伝票等を受領する場合は、CHS の審査が完了していることを確認します。

イ 伝票等の審査方法の徹底

- ・ CHS 管理職は、伝票等を審査する際、許可書等の現物が添付されているかを確認します。また、審査した伝票等が適正と判断された場合は、審査完了の証として、CHS 管理職が押印します。
- ・ 当社は、受領した伝票等に対して、許可書等の添付および、許可書等が偽造でないことを確認します。

ウ 管理職による行程管理の徹底

- ・ 当社と CHS の伝票等に関する問い合わせ等は、必ず管理職が把握するよう、原則管理職または管理職が指名した者に限って行うこととします。

また、改善したルールおよび徹底不足であったルールについては、当社および CHS による通知文書の発信や説明会を行うなどして徹底を図っていきます。

(2) コンプライアンス意識の徹底【2014 年 5 月から実施】

ア 当社および CHS は、当該不正行為について、全事業場で再発防止検討会を開催して、本事象の共有化と再発防止策の周知を行います。

イ 当社および CHS は、当該不正行為を風化させないように、新規配属者への教育や実務教育などの機会を捉えて、本事象の共有化と再発防止策の周知を行います。

ウ 当社および CHS は、用地業務関係者全員に対して、コンプライアンスに反する行為は行わないという意識の向上および浸透を図るための教育を行います。

5 関係者に対する処分等

調査結果を踏まえ、関係者の責任を明確にするため、以下のとおり処分等を行いました。

(1) CHS

従業員 4 名について、社内規定に則り厳重な処分を行いました。

- ア 諭旨退職 1 名
- イ 出勤停止 1 名
- ウ 減給 1 名
- エ けん責 1 名

また、次の役員から、月例報酬を自主返納する申し出があったため、2014 年 5 月から行います。

- ア 代表取締役社長 和田 秀俊 報酬月額の 30%を 3 ヶ月
- イ 取締役配電計画部長 黒岩 伸二 報酬月額の 10%を 3 ヶ月

(2) 当社

社長から配電部長に対して厳重注意を行いました。

また、三重支店長から松阪営業所長に対して厳重注意を行いました。

以 上